

第5回 第4次清瀬市地域福祉計画策定委員会

■ 議事要旨 ■

日 時 : 平成30年1月22日(月) 午後1時30分～3時20分

場 所 : 健康センター 第1会議室

出欠席

※敬称略

	氏名	所 属
出席	赤川 都	市民代表
出席	小室 謙二	社会福祉法人 清瀬わかば会 管理者
出席	佐藤 眞一	民生・児童委員協議会
出席	関 昇司	清瀬商工会 事務局長
出席	西澤 忠登	医療法人財団 保養会 副本部長
出席	○ 長谷川 豊一	チーム竹丘(竹丘自治会連合) 理事
出席	林 清	六小地区自治会連合会 副会長
欠席	林 光夫	市民代表
出席	◎ 菱沼 幹男	日本社会事業大学 准教授
出席	福本 麻紀	おひさまネットワーク 代表
出席	星野 孝彦	社会福祉協議会 事務局次長
出席	八巻 浩孝	清瀬市 健康福祉部長
欠席	渡部 栄子	NPO法人 子育てネットワーク・ピッコロ 事務局長

◎委員長 ○副委員長

事務局 : 高齢福祉担当 小山部長、高齢支援課 細山課長、福祉総務係 田中

コモン計画研究所 : 尾崎、鷹野

開会

事務局 第5回第4次清瀬市地域福祉計画策定委員会を開会します。

1. 事務局からの報告

一 事務局より配付資料の確認

事務局 第4回第4次清瀬市地域福祉計画策定委員会の議事要旨について、修正や意見がありましたら、お願いします。よろしければ、ホームページに公開したいと思います。

－ 一同承認

2. パブリックコメント及び市民説明会について

－事務局より資料をもとにパブリックコメント及び市民説明会について説明

3. 議題

(1)最終まとめ(案)について

－事務局より資料をもとに最終まとめ(案)について説明

委員長 今回皆さんに承認をいただきましたら、2月2日に市長に答申することになっています。概要版についても説明をお願いします。

事務局 地域福祉計画は冊子の他に A3 の両面カラー刷りで概要版を作成します。今回配付したのはその案です。文字が多いという意見が事務局内で出ています。概要版は、基本方針、施策の柱、具体的な取り組みの主要な部分をピックアップし、10項目の取り組みを掲載しています。ご意見等ありましたらお願いします。

委員長 概要版は何部作成して、どのように配布されるのですか。

事務局 計画書の冊子が200部で、概要版は600部です。配布先の詳細については、策定委員、庁内の管理職、議員等を考えています。外部の関係機関に関してはまだ決定していません。

委員長 民生委員や自治会長には概要版が配付されるのですか。

副委員長 今までの概要版はもっと厚いものが出ていたと思うのですが、今回はA3の紙1枚ですか。

事務局 前回の地域福祉計画は、総合計画として21年に策定され、高齢や障害などすべてを含んでいたのが小冊子でしたが、今回は個別計画になったのでA3見開き1枚です。

副委員長 経費の関係があるのでしょうか、内容が簡単すぎて概要版といえない感じがします。もう少しページを増やせないのですか。

事務局 冊子の方のページ数が見込みより増えてしまった関係で、概要版はこのかたちになりました。ご了承いただければと思います。

- 委員長** 計画自体は、インターネット上に公開されますか。
- 事務局** 市のホームページで公開されます。
- 委員** 中の見開きページは、基本方針だけオレンジ、グリーン、ブルーで塗り、あとは枠組みだけに色を入れて、白地に墨文字にした方が読みやすいと思います。
- 委員長** 白抜きの子だと見にくいという方はいます。これは案ですので、他にもご意見ありましたらお願いします。
- 委員** 概要版の活用の仕方ですが、文章だけでなく説明を聞いた方がわかりやすいと思います。600部の配布先を決めて、配布するだけでなく委員会で取り組んだ思いも含めて伝えて説明をするために、誰がどのように行うか決められたらと思います。
- 委員長** 計画の冊子25ページに載っている具体的な取り組みの一部を抜粋して概要版に載せています。社会福祉法人の社会貢献と連動を進めるために、「取組38. 社会福祉法人のネットワークの充実」を入れておくなど、概要版の活用の仕方を意識して内容を考える必要があると思います。自治会で活用する場合はどうでしょうか。
- 委員** 私の町内会では、回覧してもすぐに回覧が終わってしまう気がします。地域福祉計画と自分たちの生活を結びつけて理解できるように書いてあるとわかりやすいと思います。
- 委員長** 市民に届くメッセージとして書く必要があります。今回大事なのは、住民の生活を総合的に支える包括的な相談支援体制をつくることですから、このように皆さんの生活を支えていきますとわかるメッセージを出す。あるいは小地域での助け合いのしくみづくりを応援していきますというメッセージを込めて生活支援体制整備事業を取り上げることなどが考えられます。概要版はいつまでにつくることになっていますか。
- 事務局** 最終原稿が2月13日です。
- 委員長** 委員会は今回で最後なので、メールでご確認いただくかたちになると思います。
- 委員** 41ページの権利擁護の推進に、「地域福祉権利擁護事業」とありますが、権利擁護という言葉がわかりにくいので「日常生活自立支援事業」になった気はするのですが、今回は地域福祉権利擁護事業という名称のままにするのでしょうか。
- 委員** 確かに法律上は日常生活自立支援事業ですが、この事業は都道府県単位で行うことになっていて事業主体の東京都が地域福祉権利擁護事業という言葉を使っています。清瀬市の案内リーフレットも地域福祉権利擁護事業で統一しているので、清瀬市の計画ですからこの表記でよいと思います。同じページの「取組23: 権利擁護事業を推進する市民人材の育成」に地域福祉権利擁護事業専門員という表記がありますが、これは事業全体を統括して実際に利用者の相談支援

にあたる専門職ですので、タイトルの市民人材の育成と合っていません。生活支援員であればわかるのですが、ここは見直した方がよいと思います。

委員長 ここは地域福祉権利擁護事業の生活支援員に修正するとよいです。地域福祉権利擁護事業については、他県では日常生活支援事業を使っていますし、社会福祉法上は福祉サービス利用援助事業という名称なのでわかりにくいです。東京都が使っている名称で、具体的には社会福祉協議会の資料でご確認いただくよう案内するとよいかもしれません。

副委員長 第1回の委員会でも言いましたが、権利擁護は内容がよくわからないので、サブタイトルでもよいのでわかりやすい言葉をつけてもらえれば中身がわかるのではないですか。

委員 福祉サービスの利用手続きの代行や金銭管理の協力が権利擁護なのか、私は生活支援員をしているのですが、この部分はわかりにくいと昔から感じています。

副委員長 権利擁護とは、何の権利ですか。

委員長 生活主体としての様々な権利を行使する時に、自分だけでは判断できない事柄をサポートしてもらうことです。権利という言葉の捉え方によって、権利擁護という言葉はどうなのかとなる、わかりにくい事業名です。

委員 概要版に権利擁護の推進の部分が入っていません。概要版には生活困窮者支援を通じた取組 21 が入っていますが、今後成年後見制度の利用促進法に基づいて展開していく方向にあるので、取組 22 から 25 の方がよいと思います。あるいは生活困窮者のことを入れるのであれば、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援や実際にサービスを利用するとしたらこれですとわかる事業名が入っていた方が、市民が活用できると思います。

委員長 24・25 ページに計画の枠組みがあります。概要版はその中の具体的な取り組みをピックアップして説明しているので、施策の方向性で洩れているものがあります。可能であれば、17 の施策の方向性を記して、わかりやすい言葉で説明するかたちがよいと思います。

委員 網羅してある方が説明の時には活用しやすいので、概要版にはタイトルのみでもすべて入っていた方がよいかもしれません。

委員 概要版 1 回では計画を伝えきれないと思うので、来年は来年の予算で別の箇所に特化した概要版をつくるなど、視点を変えて計画を何回もアピールして周知を徹底させて、計画を市民の生活と結びつけるとよいと思います。

委員 24・25 ページを中の見開きにそのまま載せたらよいのではないのでしょうか。皆さんで協議したものを網羅できますし、それを使って市の方に説明していただければよいと思います。

- 委員長** 24・25 ページの施策の方向性には、重点という印のあるものが 3 つあります。特に重点事業として説明しているわけではありませんが、概要版にこれらの事業が入った方が市民に説明するポイントを絞ることができます。国の動きからすると、社会福祉法の改正で 4 月から包括的な相談支援体制の整備を地域福祉計画にも明記することになるので、「【10】相談体制の相互連携の推進・充実」も重点とした方がよいと感じます。24・25 ページの枠組みを概要版に活かすことについては皆さんいかがですか。それではその方向性でいきましょう。重点もしくは主だった施策の方向性は最後のページで説明するとよいと思います。例えば概要版最終ページ「(2) 相談窓口について」は、「【10】相談体制の相互連携の推進・充実」に関する部分ですし、「(3) 圏域・区域の考え方」は「【14】小地域での住民組織の立ち上げ支援」に重なりますので、施策の方向性の具体的説明の中に、これらの考え方を入れていくこともできます。
- 副委員長** 33 ページに生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターのことが載っていますが、それぞれ何名いるのですか。
- 事務局** 生活支援コーディネーターは第 1 層に 1 名、昨年第 2 層に 3 名配置されています。
- 副委員長** 地域福祉コーディネーターは社会福祉協議会ですか。
- 委員長** この職名では配置されていない状況でしょうか。
- 委員** その要素を含んだ取り組みをしていますが、専門職としてはまだ配置されていません。
- 副委員長** 両方とも特に資格は必要ないのですか。
- 委員長** 資格は必要ないです。
- 委員** 生活支援コーディネーターは介護保険法に基づいて主に高齢者を対象にした生活支援や介護予防に関わり、地域福祉コーディネーターと重複するところがあるので、その辺の調整はこれから行う流れでしょうか。
- 委員長** 他の自治体では行政計画に地域福祉コーディネーターの配置を入れて、その人件費を行政で確保して、社会福祉協議会に委託することがあります。今回それが難しく、地域福祉コーディネーターの配置を地域福祉計画に明記することができませんでした。生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの役割の違いですが、生活支援コーディネーターは地域の助け合いを進める地域支援をします。個別の支援調整に追われると地域に対して関われないので、個別の支援調整は行わない位置づけです。一方で地域福祉コーディネーターは同じように地域の支え合いを進める支援をすると同時に既存の専門職だけでは対応が難しい、制度の狭間の個別支援も行います。個別支援をするかしないかの違いはありますが、地域支援については両者が連携していくことが大切です。
- 委員** 生活支援コーディネーターが高齢者のみならず生活困窮者や児童、障害者まで含めて支え合いを進める専門職として活躍することが可能なのか疑問です。

- 委員長** 他の地域でよくある例は、地域福祉コーディネーターの財源がないので生活支援コーディネーターの財源を使って配置し、地域支援をしてもらうことです。清瀬市の場合は、第1層が社会福祉協議会で第2層が地域包括支援センターです。社会福祉協議会の地区担当の職員と地域包括支援センターの生活支援コーディネーターの連携による地域支援が大事だと書けるとよいかもしれません。用語解説に、どこでこの人たちが働いているかを書くかたちも考えられます。
- 委員** 地域福祉コーディネーターを配置すると明記はしないが、必要なので入れるわけですが、どこにいるのかわからないので、行政ができないのであれば民間で行うことは可能ですと書かないといけないのではないのでしょうか。
- 委員長** 社会福祉協議会の地域福祉活動計画に配置する記載があったので、社会福祉協議会で配置に向けての検討を行っていますと表現することもできます。生活支援コーディネーターは主に高齢者の生活支援とありますが、国は高齢者に限らず地域づくりをしていきたいと思いますと表現しているので、「高齢者など」とするなど、33ページの解説は工夫したり、また用語解説に入れてもよいと思います。
- 副委員長** 生活支援コーディネーターは地域包括支援センターが主体で配置しているのですか。
- 事務局** 主担当は地域包括ケア推進課です。
- 委員長** 所管課から社会福祉協議会に委託して、一緒に行っているかたちです。
- 副委員長** 第2層は各地域包括支援センターが行い、各地域包括支援センターをまとめているのが地域包括ケア推進課で、第1層は社会福祉協議会が行っているのですか。
- 委員長** 生活支援体制整備事業の中で配置されていて、第1層の事業を社会福祉協議会に委託していますが、委託元は市なので市に責任があり、社会福祉協議会に配置した職員と一緒に第2層を支えていきたいと思いますということです。わかりやすい表記の工夫が必要です。
- 事務局** 生活支援コーディネーターの配置は、42ページの取組26で説明しています。
- 委員長** ページが離れているので、33ページの説明にも入れられるとよいと思います。
- 副委員長** 取組28の説明は、生活支援コーディネーターの配置の説明と矛盾していませんか。
- 委員長** 第1層は市町村圏域の中で行い、第2層に生活支援コーディネーターを配置する場合には中学校区圏域、地域包括圏域くらいにします。ただ地域の協議体の第2層については小学校区の方が集まりやすい場合があるので、必ずしも地域包括圏域でない第2層協議体が生まれる場合があって、そこは一致しないので、同じ第1層、第2層でもわかりにくいところがあります。市民の方にわかりやすく修正できるとよいと思います。

- 委員 レイアウトに関してですが、例えば 35 ページで、「施策の柱 3:地域のつながりをつくる」が目立たないので、施策の柱をもっと強調した方がよいと思います。
- 委員長 方向性だけが目立っているので、基本方針と施策の柱をもっと強調するレイアウトにしていただけたらと思います。
- 副委員長 以前にもお願いしましたが、59 ページの民生・児童委員の活動の状況に相談件数の表だけしかありません。相談件数は減っていますが、その他の事業が増えていることがわかる表にしてください。毎月東京都民生児童委員連合会に報告しているので、集計すれば表はできると思います。
- 事務局 前回可能であればという話でしたが、統計としてとっていないので積算の根拠がなく、作成できませんでした。
- 副委員長 その他の活動件数の数値を取り出してまとめれば、簡単にできると思います。
- 事務局 もう一度確認します。
- 委員 表紙に理念は入れられないでしょうか。
- 委員長 基本理念をイラスト、写真を使って入れられたらと思いますがどうでしょうか。今、表紙のイラストをすでに依頼しているのですか。
- 事務局 新規では難しいので、市内の小中学生対象に探しているところで、実際にイラストが入るかは未定です。どんなかたちになるかはわかりませんが基本理念は入れたいと思います。
- 委員長 21 ページのひまわりの写真や市民の活動の写真を何枚か並べるのもよいと思います。
- 副委員長 基本理念の「福祉でつながろう」についての解説はあるのでしょうか。
- 委員 22 ページに福祉でまちづくりの解説があります。
- 委員長 “地域福祉を進めるためにはつながることが重要”と記載されています。つながることがまちづくりになる意味合いもあると思います。福祉がまちの活性化につながるという考え方です。
- 委員 子ども食堂で最近食材の寄付が増えています。ボランティアはできなくても、食材を寄付して子どもの様子を聞いてきたりします。そういう意味では、福祉と無縁だった方が食材の寄付を通じてつながることが福祉でつながろうを表したイメージだと思います。
- 委員 福祉でつながりをつくることが福祉以外のつながりにまで発展して、それがまちづくりに貢献していくというイメージを私は持っていました。福祉を通してつながることは簡単ではないけれど、他のことでつながるよりは自然なつながりをつくりやすいと思います。
- 副委員長 福祉とは、定義すると何でしょうか。
- 委員長 語源的には幸せという意味に置きかえられます。一人ひとりの幸せをみんなでつくっていきましょうということで、厳密にいうと社会福祉と表現しなくてはいけません

んが、「社会福祉でつなごう」となると堅くなってしまふので「福祉でつなごう」として、自分以外の周りに目を向けて行動していきましょうということです。確かに基本理念は色々議論して決めましたが、あまり説明が記載されていません。

委員 あその時の議論や思いが次のページの施策展開の方向性の最初に記されて、地域共生社会につながっていることがわかるとよいと思います。

委員長 22 ページの「(1)地域の支え合い(地域共生社会)の実現」に書いてある文章を活かしながら、基本理念の説明を書いてもよいと思います。

(2)その他

委員長 委員会はこれが最後になりますので、皆さんからひと言ずついただいて、閉会したいと思います。

委員 資源とは、人と場所とお金なので、お金がない時は苦しい書き方に責任を持たなければならないことを策定の時にいつも考えます。しかしお金さえあればできるわけではないので、人とつながって自分のできることを行っていきたいと思いました。

委員 私は東京都の障害者施設の計画などでは経験や知識から意見を出せたのですが、理念は苦手な分野でなかなか意見を出せませんでした。今は計画をどのように実現したらよいのか、どのようなかたちで協力できるかを考えています。また東京都の介護報酬の単価や加算の見直しがあるので、それらがこの計画にどう影響を与えるか考えています。

委員 私は先月民生委員の2年目に入りましたが、この委員会に参加して、総論的な意見は言っても各論になると現場のことを理解できていないことがよくわかりました。とても勉強をさせていただきました。理念や計画はできましたが、これを現実に落とし込んでいくこと、計画の進捗状況を管理・評価することの大変さを感じます。今後も協力できることがあればと思っています。

委員 商工会員は商売をしています。現実には福祉や様々なこともしています。共に生活を活性化させないと、我々の商工会員も生きていけません。施策を現実に落とし込むことが大変だと思います。みんなで頑張っていきたいと思います。

委員 病院の業務がほとんどなのであまりお役にたてなかつたと思いますが、活発な議論が行われて良かったと思います。特にワーキングで色々な角度から検討していただいて良い計画ができたと思います。これをどう周知し実行するかが重要だと思いますが、十分実行されることを希望しています。

委員 自治会で色々なことを行っていますが、みんなボランティアの意識ではなく、ただ面白いから、楽しいから行っていて、それが結果的に誰かのためになったり、福祉の方向にいたりしているのはよいと思います。福祉でつながるといより、私は福祉ではないところでつながっていくと、福祉がみえてくる気がしています。

委員 実際に地域活動を行っている者として、この計画が本当に今の活動を推進できるのかどうか期待半分です。子ども食堂で団地の集会所を借りていた方が、騒音の苦情がきたので4月以降集会所を貸せないと自治会から言われたそうです。この計画で謳われているお互いを助け合うしくみをつくるのが現実には活かされて、活動が継続できるように市が何らかのバックアップをする必要があると感じます。場所の問題など、市の社会資源を全世代で活用できる方向に進むとよいと思います。

委員 社会福祉協議会の職員という立場で策定委員会に参加して、社会福祉協議会は地域福祉が理念の柱に出てくる団体ですので、地域福祉計画の内容のすべてが社会福祉協議会と関連すると捉えています。計画全体をみると、抽象的な表現にとどまっている取り組みも散見されますが、考え方の方向性は示されていますので、今後は計画を市民に働きかけることが重要なので、計画の実行においても様々なことを皆さんと共有できる機会があればと思います。

委員 9年前の作成の時と違って、国が生活困窮者の支援を明確に打ち出しているので、今回の計画にしっかり謳われていることはありがたいです。様々な困難に目をそらすことなく向き合って、少しでも良い方向に向かうようにと思います。計画をつくっただけで満足することなく、行政として取り組んでいきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

副委員長 自治会から頼まれて参加しました。自治会は活発な活動をしていて、円卓会議でも同じ自治会のメンバーが中心になっています。それは人のつながりができているからだと思います。やはりつながったことで色々な活動に結びついています。先はみえませんが活動していくことで何かみえてくると思います。先ほどの子ども食堂の話ですが、お互いにコミュニケーションをとれていなかったことが問題だと思います。お互いに知り合ってつながる努力が必要だと改めて感じました。素晴らしい意見がたくさん出た良い委員会だったと思います。この委員会も、参加している他の委員会も素晴らしい委員の方々ですので、協力していけば良い未来につながると思います。私も微力ながら今後も協力できることはしたいと思います。

委員長 もっと皆さんの発言を反映して計画をつくれたらという部分はありましたが、可能な範囲でまとめられたと思います。これが最終形態ではなく、今後具体的な取り組みの中で皆さんの思いを活かしていけるとよいと思います。この計画をつくること自体が目的ではなく、清瀬市で暮らしている、また働いている人たちが幸せに暮らすこと、孤立や排除のない暮らしができることが大切です。清瀬作業所でオ

ンブズマンをしています。知的障害の人が駅から歩いていて暴言を吐かれることがあり、非常に怖い思いをしています。知的障害に対する理解はまだまだです。差別、偏見、誤解につながっていることとしっかり向き合っていかなければと改めて感じています。この計画の中の福祉教育が本当に差別や偏見をなくしていくことにつながるか、そういった観点での評価が大事だと思います。今回社会福祉法の改正によって、地域福祉計画については策定した計画の分析・評価という文言が加わります。何を何回行ったかよりも、行った結果の成果と課題という質的な部分の評価し、課題の解決に向けて議論する推進委員会ができるとうと思います。計画の抽象的な文言をいかに活かして、今後実際の活動を進められるかが重要です。活発なご意見をいただいたことに感謝します。

4. その他

事務局 2月2日に委員長と副委員長に出席していただいて市長へ答申を行います。その記事は2月15日号の市報に掲載される予定です。本日の策定委員会の議事要旨を後日送付しますので、確認をお願いします。

事務局 皆さん、おつかれさまでした。本来であれば市長がお礼を申し上げるところですが、私の方からお礼申し上げたいと思います。昨年5月から、作業部会を入れまして8回のご審議をいただきありがとうございました。良い計画ができたと思います。これからどのようなかたちで実行していくかが、今後9年間で大切なことだと思います。毎年の評価や途中の見直しも含めまして、皆さんのご意見をいただけたらと思います。ありがとうございました。

事務局 第5回第4次清瀬市地域福祉計画策定委員会を閉会します。